令和８年１１月１１日

公　　告

航空自衛隊小牧基地司令
空将補　　木村　政和

令和９年小牧基地航空祭（オープンベース）（以下「令和９年小牧基地航空祭」という。）において売店の出店を希望する業者を次のとおり募集する。

１　実施日等

(1)　実施予定日：令和９年３月７日（日）

(2)　販売時間：午前８時３０分～午後２時００分（基準）

注：実施日等は予定であり、中止を含め内容が変更されることがある。

２　応募方法

航空自衛隊小牧基地ホームページから「令和９年小牧基地航空祭における売店募集要項」をダウンロードし、細部確認の上、次項の応募締切日時までに到着するよう必要書類を郵送すること。（郵送に限る。）

３　応募締切日時

(1)　個別店舗

令和８年１１月２０日（金）午後５時００分（郵送必着）

(2)　複数店舗の取りまとめができる個人又は団体等

令和８年１１月２６日（木）午後５時００分（郵送必着）

４　募集区分及び募集業者数

(1)　個別店舗

ア　飲食販売：４０店舗

	販売区分（販売品目）	販売形態	
		テント	ｷｯﾁﾝｶｰ
(ｱ)	肉類（からあげ、牛串、焼鳥、フランクフルト等）	6	9
(ｲ)	粉食・ご飯類（焼きそば、お好み焼、たこ焼き、丼等）	7	8
(ｳ)	スイーツ類（クレープ、ラスク、焼芋、生ジュース等）	3	5
(ｴ)	飲料（ペットボトル飲料等）	2	

※販売区分は、応募状況により基地側で判断するものとする。

※販売区分及び販売形態ごとの店舗数は、応募状況により変更する場合がある。

イ　物品販売：２０店舗

土産品、玩具、自衛隊グッズ等の物品

※店舗数は、応募状況により変更する場合がある。

(2)　複数店舗の取りまとめができる個人又は団体等

（それぞれ別に指定するエリアにおける募集）

ア　飲食・物品販売：１者

（地産地消、愛知県内地域特産品等２０店舗程度の取りまとめ可能な１者）

イ　飲食販売：１者

（地産地消、愛知県内地域特産品等のキッチンカー２０店舗程度の取りまとめ及び飲食スペースの提供が可能な１者）

ウ　飲食・物品販売：１者

（空自空上げ小牧基地認定店２店舗以上を含む１５店舗程度の取りまとめ可能な１者）

注：行事の計画に変更が生じた場合は、募集数を変更または、募集後の出店を中止することがある。

5　応募資格

(1)　防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）保有業者又は募集要項に示す書類の提出により同等の資格を確認できる専門業者等であること。

(2)　暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員並びに警察当局から排除要請がある団体又は個人については応募資格を有しない。

6　その他

細部の内容は、「令和９年小牧基地航空祭における売店募集要項」による。

（照会先）

(1)　個別店舗

〒４８５－００２５

愛知県小牧市春日寺１－１　航空自衛隊小牧基地

第１輸送航空隊基地業務群業務隊厚生班売店係（個別）

電話（代表）０５６８－７６－２１９１（内線４３２５）

平日午前８時１５分～午後１時００分及び午後２時００分～午後５時００分

(2)　複数店舗の取りまとめができる個人又は団体等

〒４８５－００２５

愛知県小牧市春日寺１－１　航空自衛隊小牧基地

第１輸送航空隊司令部装備部売店係（団体）

電話（代表）０５６８－７６－２１９１（内線４０４１）

平日午前８時１５分～正午及び午後１時００分～午後５時００分

令和９年小牧基地航空祭における売店募集要項

１　概要

愛知県小牧市春日寺１－１に所在する航空自衛隊小牧基地において、令和９年小牧基地航空祭の出店業者を以下に記載する諸条件に従い募集する。

２　実施日時等

(1)　実施予定日

令和９年３月７日（日）

(2)　販売時間等

午前８時３０分～午後２時００分（基準）とする。ただし、当日の天候等により時程が変更された場合には、販売時間が変更になる場合がある。また、販売時間内に販売物品を完売したとしても売店の撤収は禁止とする。

なお、基地への入門要領等細部については、出店決定業者に対し、別途連絡する。

(3)　その他

新型コロナウイルス感染拡大防止、その他基地側の都合又は天変地異により中止、変更になることがある。

この場合、基地側による補償は行わないものとする。

なお、令和９年小牧基地航空祭開催の有無に係わる最新情報は小牧基地ホームページ等を参照すること。

３　募集数等

(1)　個別店舗

ア　飲食販売：４０店舗

	販売区分（販売品目）	販売形態	
		テント	ｷｯﾁﾝｶｰ
(ｱ)	肉類（からあげ、牛串、焼鳥、フランクフルト等）	6	9
(ｲ)	粉食・ご飯類（焼きそば、お好み焼、たこ焼き、丼等）	7	8
(ｳ)	スイーツ類（クレープ、ラスク、焼芋、生ジュース等）	3	5
(ｴ)	飲料（ペットボトル飲料等）	2	

※販売区分は、応募状況により基地側で判断するものとする。

※販売区分及び販売形態ごとの店舗数は、応募状況により変更する場合がある。

イ　物品販売：２０店舗

土産品、玩具、自衛隊グッズ等の物品

※店舗数は、応募状況により変更する場合がある。

(2)　複数店舗の取りまとめができる個人又は団体等（以下「複数店舗の代表」という。）（それぞれ別に指定するエリアにおける募集）

ア　飲食・物品販売：１者

（地産地消、愛知県内地域特産品等２０店舗程度の取りまとめ可能な１者）

イ　飲食販売：１者

（地産地消、愛知県内地域特産品等のキッチンカー２０店舗程度の取りまとめ及び飲食スペースの提供が可能な１者）

ウ　飲食・物品販売：１者
（空自空上げ小牧基地認定店２店舗以上を含む１５店舗程度の取りまとめ可能な１者）

4　販売品目
(1)　飲食販売
ア　酒類は、土産物の酒販売を除き一切の販売を禁止する。
イ　販売が可能な食品は、食品衛生法に基づく露店営業の範囲内のものとする。
ウ　変質・腐敗するような生ものの販売は認めない。
エ　残飯として、汁物及び貝殻等が生じる可能性のある飲食の販売は認めない。
オ　食中毒等の食品事故に備えた保険（賠償共済等）に加入していることを出店の条件とする。（加入は出店業者決定後で可である。）
カ　調理者及び販売員全員が細菌検査（O―１５７を含む。）を受け、その結果を提出することを出店の条件とする。（令和８年１２月以降実施のもので、提出は出店業者決定後とする。）
(2)　物品販売
ア　危険物は禁止する。なお、サバイバルナイフ等の刃物、モデルガン及び弾薬・爆弾等の模造品は危険物とする。
イ　販売後、万一不良品等に対する買主側からのクレーム等への対応を確実に実施するため、販売元の連絡カード（会社名、住所、電話番号、担当者名記載）を商品引渡時、買主側に渡すこと。
(3)　その他
出店申請時に提出する販売品目内訳表により、販売不適と判断した品目については販売を許可しない。また、当日に販売していることを発見した場合は、直ちに販売中止とする。

5　応募資格
(1)　防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）保有業者又は第９項に示す書類の提出により同等の資格を確認できる専門業者等であること。
(2)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団及び同条第６号に規定する暴力団員並びに警察当局から排除要請がある団体又は個人については応募資格を有しない。
なお、「警察当局から排除要請がある団体又は個人」とは、次の要件に該当する団体又は個人をいう。
ア　法人の役員等に暴力団が含まれている団体又は暴力団員がその経営に実質的に関与している団体
注：「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
イ　暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している団体又は個人
ウ　暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している団体又は個人
エ　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体又は個人

6　設置条件等

(1)　販売区画及び出店位置

ア　個別店舗

(ｱ)　１業者につき１区画（間口５．５ｍ×奥行４．５ｍ）とする。キッチンカーを使用する業者については、１業者につき１区画（間口８．０ｍ×奥行４．５ｍ）とする。

(ｲ)　営業は、天幕（テント）又はキッチンカーを使用して行うものとし、各自で準備するものとする。

なお、天幕（テント）は令和９年３月５日（金）に事前設置し、航空祭当日に撤収するものとする。

(ｳ)　出店位置については、抽選会において、出店する業者の決定と併せて、くじ引きにより決定する。

(ｴ)　販売区画に対して、業者側の負担による国有財産使用料が発生する。また、国有財産使用許可手続完了後に出店を取りやめた場合においても業者側の負担による国有財産使用料が発生する。

イ　複数店舗の代表

(ｱ)　飲食・物品販売（地産地消、愛知県内地域特産品等２０店舗程度の取りまとめ可能な１者）：格納庫内の一角約８５０㎡（所要の通路含む。）

(ｲ)　飲食販売（地産地消、愛知県内地域特産品等のキッチンカー２０店舗程度の取りまとめ及び飲食スペースの提供が可能な１者）：屋外約２５００㎡（所要の通路及び飲食スペース含む。）

指定区域内に、飲食スペースとして、４人掛けのテーブルセットを２５セット程度準備するものとする。

(ｳ)　飲食・物品販売（空自空上げ小牧基地認定店２店舗以上を含む１５店舗程度の取りまとめ可能な１者）：屋外約４００㎡（飲食スペース含む。）

営業は、天幕（テント）又はキッチンカーを使用して行うものとし、指定区域内に、所要の飲食スペースを確保するものとする。

なお、天幕（テント）は令和９年３月５日（金）に事前設置し、航空祭当日に撤収するものとする。

(ｴ)　出店業者は、抽選会においてくじ引きにより決定する。

(ｵ)　販売区画に対して、業者側の負担による国有財産使用料が発生する。また、国有財産使用許可手続完了後に出店を取りやめた場合においても業者側の負担による国有財産使用料が発生する。

(ｶ)　出店させる店舗を確実に統制すること。

(ｷ)　出店位置及び細部事項については、業者説明会で説明する。

(2)　電気、水の供給

電気、水の供給は基地側からは一切行わない。出店に必要な場合は、出店業者が準備すること。

(3)　火気使用及び安全関連

ア　基地内で火気を使用する場合は、必ず事前に届け出をするとともに、消火器を備え付けること。当日は地元消防署及び基地の消防小隊による消防点検を受検するため、防火体制の準備を基地側から指定した時間までに完了させること。

イ　消防点検を受検し基地側からの火気の使用を許可されるまで使用しないこと。ただし、設営準備に使用する照明のための発動発電機の運転等、あらかじめ使用の

許可を受けた場合を除く。

ウ　事故防止のため、販売時間中の発動発電機への給油を禁止する。

(4)　資材等

出店に必要な資材等は全て出店業者側で用意すること。

7　その他の条件

(1)　基地内への立入り、車両運行等については、基地側の指示に従うこと。開放された区域及び許可された通行帯以外への立入を禁止する。

(2)　業務に従事する者は全員、新型コロナウイルス等の感染防止策として不織布のマスクを着用し、随時、手指の消毒を実施すること。フェイスシールド、布マスク、ウレタンマスクのみの接客は不可とする。また、店舗前に手指消毒用アルコール等を設置し、来店者に手指消毒を促し新型コロナウイルス等の感染予防を行うこと。

(3)　出店業者は、指定された場所での売店の運営を行うものとし、許可を受けていない施設へは立ち入らないこと。また、売店従事者の喫煙は指定場所でするものとし、テント内での喫煙や歩行中、車両操縦中の喫煙は不可とする。

(4)　販売の向きは、店舗の前面のみで行うこと。店舗の側面や後ろ側からの販売は入場者の通行の支障となり、人が密集し危険なので絶対にしないこと。また、看板等が風で飛ばないよう、確実に固定させること。

(5)　車両の乗り入れは１店舗２台までとし事前に届け出を要する。また、納品又は販売員等の送迎のみを目的とした車両の乗り入れは認めない。

(6)　商品の販売に伴うごみの処理方法及びごみ処理費用（ごみ箱の設置を含む。）については、出店決定業者間で協議の上、決定するものとする。

(7)　販売終了後は、売店周辺の清掃を確実に実施し、基地側の点検を受けること。

なお、清掃用具等は業者側にて準備すること。

8　その他の事項

(1)　抽選会及び説明会に参加しない業者については、辞退したものとみなす。

(2)　出店が決定した業者の中から各種手続きに必要となる代表者を選出する。

(3)　国有財産使用料は、航空祭当日までに徴収するものとし、納付額は別途連絡する。

(4)　航空祭終了後、売上実績を報告すること。

9　提出書類等

(1)　応募業者及び出店決定業者が提出する書類等

別表第１及び別表第２のとおりとする。

なお、応募資格を有しないと判断した場合又は応募書類に不備がある場合は、応募資格を認めず、抽選会への参加を認めないものとする。この場合の理由は、開示しない。また、出店決定業者が提出期限までに必要書類を提出しない場合は、出店決定を取り消す。

(2)　提出先

ア　個別店舗

〒４８５－００２５

愛知県小牧市春日寺１－１

第１輸送航空隊基地業務群業務隊厚生班「航空祭売店係（個別）」

電話０５６８－７６－２１９１　内線４３２５

（問合わせ：平日午前８時１５分～午後１時００分及び午後２時００分～午後５時００分）

イ　複数店舗の代表

〒４８５－００２５

愛知県小牧市春日寺１－１

第１輸送航空隊司令部装備部「航空祭売店係（団体）」

電話０５６８－７６－２１９１　内線４０４１

（問合わせ：平日午前８時１５分～正午及び午後１時００分～午後５時００分）

(3)　提出期限

別表第１及び別表第２のとおりとし、郵送のみの受付とする。

10　抽選会及び出店決定業者説明会

(1)　抽選会参加業者決定時期（予定）

令和８年１１月下旬

※　抽選会参加の可否については、郵送または電話により通知する。

(2)　抽選会及び出店決定業者説明会日時等（予定）

令和８年１２月７日（月）午後１時３０分～　小牧基地内

※　抽選会及び説明会に参加する者を届け出ること。抽選会終了後、出店が決定した業者に対し引き続き説明会を実施する。

(3)　抽選要領（個別店舗）

２段階方式を採用するものとし、付紙様式第１「申請書」において飲料販売を「可」と申告した店舗の中から、まず１０店舗を抽選により選定する。その後、前段の抽選で選定された店舗を除く応募店舗の中から、３０店舗を抽選により選定する。なお、飲料販売可能な店舗が特定の販売区分に偏った場合の細部要領については、抽選会において説明するものとする。

11　個人情報の取扱い

応募者から取得した個人情報は、本募集に係る審査、選定及び基地への立入手続その他これらに付随する事務に必要な範囲で利用するものとし、法令等に基づく場合を除き、当該目的以外には利用しない。

別表第１

応募に必要な書類等

Ⅰ．出店申請書類
１　申請書（付紙様式第１） ２　出店に関する誓約書（付紙様式第２） ３　販売品目内訳表（付紙様式第３） ※　複数店舗の代表については、予定品目の記載を可とする。 ４　抽選会・説明会参加者届（付紙様式第４）
Ⅱ．上記以外に必要な書類
１　会社概要（任意様式、パンフレット可） ２　財務諸表（直近のもの）（個人の場合は確定申告書の写し） ３　納税証明書（税務署で取得。個人：その３の２、法人：その３の３） ４　登記簿謄本又は戸籍抄本 ５　営業許可証 ※　許可を要する業種のみ ※　愛知県内一円又は小牧市内一円での営業許可を受けたものとする。 ※　複数店舗の代表者については当該許可証を有していることを要しないが、出店決定業者については、当該許可証を有する業者を選定するものとする。 ６　返信用封筒２通 定型長形３号型×１（１１０円切手を貼り付ける。） 定型角２型封筒×１（切手を貼らない。） ※　２通とも住所を記載すること。 ７　切手 １８０円分切手 ※　落選時は切手を返却するので、封筒に貼らないこと
Ⅲ.提出期限
１　個別店舗：令和８年１１月２０日（金）午後５時００分必着 ２　複数店舗の代表：令和８年１１月２６日（木）午後５時００分必着 ※　郵送のみの受付とする。

注意事項

１　防衛省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）保有業者については、「Ⅱ．上記以外に必要な書類」の２～４を「資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しに替えることができる。

２　申請書類の押印箇所は全て同一の印鑑を使用すること。

３　応募資格を有しないと判断した場合又は提出書類に不備がある場合は、応募資格を認めず、抽選会への参加を認めない。

４　提出された書類は、返却しない。

付紙様式第１

申　請　書

令和８年　　月　　日

航空自衛隊小牧基地司令　殿
（業務隊長気付）

〒

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

会社名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿㊞

担当者名（ふりがな）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

携帯電話（担当者）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

令和９年小牧基地航空祭において、売店を出店したいので別添書類を添付して申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

応募区分（応募する区分番号に〇印を記入すること。）

１　個別店舗

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="3">内容（販売品目等）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">１　飲食販売</td><td>販売区分</td><td>飲料販売の可否</td><td>販売形態</td></tr>
<tr><td>１　肉類
２　粉食・ご飯類
３　スイーツ類</td><td>１　可
２　否</td><td rowspan="2">１　テント
２　キッチンカー</td></tr>
<tr><td>４　飲料</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">※複数の品目を販売する場合は、主たる販売品目を選択すること。
※販売区分１～３を選択した場合は、飲料（２００本程度）の販売可否について、該当する番号に〇印を記入すること。</td></tr>
<tr><td>２　物品販売</td><td colspan="3">土産品、玩具、自衛隊グッズ等の物品</td></tr>
</table>

２　複数店舗の取りまとめができる個人又は団体等（複数店舗の代表）

区　　分	内容（販売品目等）
１　飲食・物品販売	地産地消、愛知県内地域特産品等２０店舗程度の取りまとめ
２　飲食販売	地産地消、愛知県内地域特産品等のキッチンカー２０店舗程度の取りまとめ、飲食スペースの提供
３　飲食・物品販売	空自空上げ小牧基地認定店２店舗以上を含む１５店舗程度の取りまとめ

付紙様式第２

出店に関する誓約書

令和９年小牧基地航空祭における売店の出店に際し、その趣旨に従い、関係法令とともに次に掲げる事項を厳守し、公序良俗に反しないことを誓約します。

これに違反した場合は、今後出店を差し止められ、又は制限を受ける等いかなる処分を受けても異存ありません。

１　私ども（　　）は、暴力団及びその関係者との関係は一切ありません。
２　売店業務従事者には、主催者が提示した身分証明書を携行させます。
３　売店業務従事者として申請した者以外は、業務に従事させません。
４　代表者は、出店に関する全ての行為について、関係法令の定めるところにより全ての責任を負います。
５　出店に際して認められた目的以外の行為は、一切行いません。
６　出店の意思がなくなり、又は出店が不可能となった場合には、速やかに基地側に連絡し指示を受けます。
７　安全管理に万全を尽くし、機材の設置・飛散防止、火気の使用及び車両の運行等について基地側の指示に従い、消火器を備え付け事故の未然防止に努めます。
８　販売品目及び販売価格は、基地側が容認する範囲のものとし、有害な商品及び基地側が不適と判断するものについては販売しません。
９　出店に際し、基地側の施設、物品等を減失又は破損した場合は、速やかに報告するとともに、これを原状に回復し又は破損等を賠償します。
10　自店のゴミは持ち帰り、出店場所の汚れは確実に清掃します。
11　販売時間を厳守します。また、火気の使用について消防点検を受検し基地側からの火気の使用を許可されるまで使用しません。
12　出店に関して発生した費用等は、全てこれを負担します。
　令和９年小牧基地航空祭が中止又は内容等が変更された場合も同様とし、これによって発生した費用、損害等について一切基地側に請求いたしません。
13　その他出店に関して疑義を生じた場合は、その都度基地側と協議し、指示を受けます。
14　基地内においては、基地側から開放されている区域以外には立ち入りません。
15　酒類は、土産用酒類を除き販売しません。
16　基地外の店舗及び施設等の駐車場に無断駐車はいたしません。
17　新型コロナウイルス等感染防止に努めるとともに、当日体温が３７．５℃以上の売店業務従事者は売店業務に従事させません。

航空自衛隊小牧基地司令　殿

令和８年　　月　　日
住所
会社名
代表者名　　㊞

付紙様式第３

販売品目内訳表

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	品　　名	規　格　等	販売価格（円）

付紙様式第４

抽選会・説明会参加者届

令和８年　　月　　日

応募者　本社（店）所在地
〒

℡　：
商号又は名称

代表者氏名

担当者氏名
℡　：
FAX：

令和８年１２月７日（月）に行われる抽選会及び説明会への参加者を、以下のとおり届出します。

<table>
<tr><td rowspan="4">説　明　会　に
参　加　す　る　者</td><td>（ふりがな）
氏　名</td><td colspan="3">（　　）</td><td>生年月日</td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="4">〒</td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td><td colspan="4">※確実に連絡の取れる番号を記入して下さい。</td></tr>
<tr><td>申請者との関係</td><td colspan="4">※本人、従業員等を記入して下さい。</td></tr>
<tr><td colspan="2">当日の入門手段
（どちらか一方に〇をつける）</td><td colspan="4">車両　　・　　徒歩</td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の場合は、車種、車番を記入して下さい。</td><td>車種</td><td>例：ﾄﾖﾀ　ｶﾛｰﾗ</td><td>車番</td><td>例：名古屋５００
あ１２－３４</td></tr>
</table>

注：１　参加者数について、個別店舗は１名のみ、複数店舗の代表者については３名までとします。
　　２　事前に届け出した者、車両以外の入門はできません。変更する場合は必ず連絡して下さい。
　　３　抽選会終了後、出店が決定した業者に対して引き続き説明会を実施します。

別表第２

出店決定業者が提出する書類等

	提出書類等	提出期限
１	誓約書 ・片面印刷すること。 ・「□私、□当社」は、いずれか一つにチェックすること。 ・役職名を記入すること。個人商店等で、特に役職名がない場合は、「代表」と記入すること。	令和９年１月７日（木）
	役員名簿 ・個人商店等で、特に役職名がない場合は、「代表」と記入すること。 ・作成年月日は誓約書と同一日付とする。	
	委任状 ・委任状の用紙は別途配布する。 ・作成年月日は誓約書と同一日付とする。 ※　国有財産使用許可申請手続きにおいて、窓口となる業者（説明会において決定）へ一任するためのもの。	
２	火気等使用申請書 （個別店舗：付紙様式第１、複数店舗の代表：別に示す。） ・火気を使用しない場合であっても「不使用」に〇を付し必ず提出すること。	
３	基地入門者名簿（売店業務従事者）（付紙様式第２） ※　提出以降の人員の追加・変更は不可とする。	令和９年２月１日（月）
４	売店業務従事者身分証（付紙様式第３） ・　基地入門者名簿（売店業務従事者）に記載する全ての売店業務従事者について提出すること。 ・　顔写真（裏面に氏名及び業者名を記載）を貼付し、氏名及び業者名を記入すること。 ※　写真は肩から上を撮影したもので、本人であることを明確に識別できるものを使用すること。 ・　運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書（等）の写しを添付すること。なお、当該写しには、次の事項が全て確認できること。 ※　氏名、生年月日及び住所が記載されているものに限る。 ※　住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載された面の写しも併せて提出すること。 ※　マイナンバーカードの写しを添付する場合は、マイナンバーが判読できないように適切に処置した上で提出すること。	
５	基地乗入車両届（航空祭） （個別店舗：付紙様式第４、複数店舗の代表：別に示す。） ※　乗入台数は１店舗２台までとする（キッチンカーを含む。）。 ※　届け出した車両以外の車両の乗り入れは不可とする。 ※　連絡先欄は行事当日に会場等で直接連絡が取れる携帯電話番号を記入すること。	

6	賠償責任保険証（加入証明書）（写）	令和９年 ２月１日 （月）
7	細菌検査実施結果通知書（写） ※　令和８年１２月以降実施のものとする。	
8	基地入門者名簿・基地乗入車両届（テント設営）（付紙様式第５） （個別店舗のうち天幕（テント）で販売する業者のみ） ※　提出以降の人員の追加・変更は不可とする。 ※　令和９年３月５日（金）天幕（テント）設営当日は、「令和９年売店業務従事者身分証」又は顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書（運転免許証等）を持参すること。 ※　届け出した車両以外の車両の乗り入れは不可とする。 ※　連絡先欄はテント設営当日に会場等で直接連絡が取れる携帯電話番号を記入すること。 ※　乗入台数は１店舗２台までとする。	
9	売店売上報告書（付紙様式第６） ※　航空祭終了後、令和９年３月１０日（水）までに提出すること。航空祭当日、売店係へ手交することも可とする。	令和９年 ３月10日 （水）

注意事項

1　書類の受付は郵送のみとする。ただし、売店売上報告書は別に定める方法による。
2　書類の押印箇所には全て同一の印鑑を使用すること。
3　訂正する場合は、訂正箇所に二重線を引き、訂正印を押印すること。
4　提出期限までに必要書類の提出がない場合は、出店決定を取り消す。
5　提出された書類は、返却しない。

誓　約　書

□　私
□　当社

は、下記１に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。また、貸付又は使用許可を受けた国有財産の使用に当たっては、下記２に掲げる使用等を行わないとともに、暴力団員等による不当介入を受けた場合には、下記３の措置を行うことを誓約します。また、当方が下記１に該当しないことを確認するため、当方の個人情報について、国が警察当局へ情報提供することに同意します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

記

１　契約の相手方としての不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

なお、役員等に変更があった場合は、速やかに変更後の役員名簿を提出します。

２　公序良俗に反する使用等

暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、貸付物件（使用許可物件）を第三者に転貸し又は賃借権を譲渡すること。

３　警察への通報等

(1)　貸付物件（使用許可物件）を使用するに当たって、暴力団又は暴力団員、社会運動標ぼうゴロ（※１）、政治活動標ぼうゴロ（※２）、その他暴力団関係者から、不当要求又は業務妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、速やかに警察に通報し、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)　前号による警察への通報及び捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により、許可者に報告すること。

※１　社会運動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

※２　政治活動を仮装し又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者

防衛省所管
国有財産部局長　　殿
東海防衛支局長

令和　　年　　月　　日

住所又は所在地

氏名又は名称　　印

令和　　年　　月　　日

役　員　名　簿				
商号又は氏名				
所　在　地				
役　職　名	(ﾌﾘｶﾞﾅ) 氏　名	生年月日	性別	住　　所

付紙様式第１

火気等使用申請書

令和　　年　　月　　日

航空自衛隊小牧基地司令　殿
（業務隊長気付）

〒
住　所

ふりがな
会社名

ふりがな
代表者名　　㊞

ふりがな
担当者名

電話番号

携帯電話（担当者）

次のとおり、火気の（　使用　・　不使用　）を申請します。
なお、使用にあたってはアスファルトを傷めないように注意して実施します。

１　火気等の種類

（１）プロパンガス　　kg　　本　・　　kg　　本
（２）炭　　kg
（３）薪　　kg
（４）発動発電機　　台
（５）石油ストーブ等　　台
（石油ストーブ以外の場合・名称　　台数　　台）
（６）電気を熱源とする器具（例：ホットプレート、電気コンロ等）
名称　　台数　　台
名称　　台数　　台
名称　　台数　　台
名称　　台数　　台
※レジスター・コーヒーメーカー等電気を熱源としない製品は火気に含みません。

２　使用責任者

（１）氏　　名
（２）住　　所
（３）携帯電話

付紙様式第２

基地入門者名簿（売店業務従事者）

会社名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No.	（ふりがな） 氏名	生年月日 （年齢）	住所 （携帯電話番号）
責任者 1	（　　）	（　　）	（　　）
2	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）
	（　　）	（　　）	（　　）

注意
提出以降の人員の追加・変更は不可です。

付紙様式第３

売店業務従事者身分証

作成時注意点

１　顔写真（裏面に氏名及び業者名を記載）を貼付し、氏名及び業者名を記入すること。写真は肩から上を撮影したもので、本人であることを明確に識別できるものを使用すること。

２　運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書（等）の写しを添付すること。

なお、当該写しには、氏名、生年月日及び住所が記載されているものに限る。

※　住所変更をしている場合は、変更後の住所が記載された面の写しも併せて提出すること。

３　マイナンバーカードの写しを添付する場合は、マイナンバーが判読できないように適切に処置した上で提出すること。

令和９年売店業務従事者身分証

顔 写 真

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

業　務　隊　長

令和９年売店業務従事者身分証

顔 写 真

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

業　務　隊　長

令和９年売店業務従事者身分証

顔 写 真

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

業　務　隊　長

令和９年売店業務従事者身分証

顔 写 真

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

業　務　隊　長

令和９年売店業務従事者身分証

顔 写 真

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

業　務　隊　長

令和９年売店業務従事者身分証

顔 写 真

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

業者名＿＿＿＿＿＿＿＿

業　務　隊　長

付紙様式第４

基地乗入車両届（航空祭）

令和　　年　　月　　日

会　社　名
代表者氏名
連　絡　先

No.	車　　種	車両番号 車両の色	車両の大きさ 長さ×幅 （単位：m）	運転者氏名	連絡先
例	トヨタ ハイエース ３０００cc	品川０００ あ　００００ シルバー	（３．０）m × （１．８）m	青空　太郎	090-0000-0000
1			長さ （　　）m × 幅 （　　）m		
2			長さ （　　）m × 幅 （　　）m		

注：１　販売時間中、テントに隣接しての駐車はできません。資材等の荷下ろし後、速やかに売店業者用駐車場へ移動していただきます。行事開催中の間は車両を移動することはできません。
２　届け出した車両以外の車両の乗り入れはできません。
３　必ず車検証等を確認し正確に記入して下さい。「通行許可証」に記入誤りがあると、当日基地への乗り入れが許可されないのでご注意下さい。（直前の変更不可）
４　連絡先欄は行事当日に会場等で直接連絡が取れる携帯電話番号を記入して下さい。
５　乗入台数は、１店舗２台までです。（キッチンカーも含めて２台までです。）

付紙様式第５

基地入門者名簿・基地乗入車両届（テント設営）

令和　　年　　月　　日

会　社　名
代表者氏名
連　絡　先

１　基地入門者名簿

No.	(ふりがな) 氏　　名	生年月日 (年齢)	住所 (携帯電話番号)
責任者 １	(　　)	(　　)	(　　)
２	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)
	(　　)	(　　)	(　　)

注：１　提出以降の人員の追加・変更は不可です。
　　２　３月５日（金）天幕（テント）設営当日は、顔写真付きの公的機関が発行した身分証明書（運転免許証等）を全員が持参してください。

２　基地乗入車両届

No.	車　　種	車両番号 車両の色	運転者氏名	連絡先
１				
２				

注：１　届け出した車両以外の車両の乗り入れはできません。
　　２　必ず車検証等を確認し正確に記入して下さい。(直前の変更不可)
　　３　連絡先欄はテント設営当日に会場等で直接連絡が取れる携帯電話番号を記入して下さい。
　　４　乗入台数は、１店舗２台までです。

付紙様式第６

売店売上報告書

令和９年　　月　　日

小牧基地司令　殿
（売店担当者気付）

配置番号

業者名

代表者名

連絡先

以下のとおり売上金額がありましたので報告します。

売　上　額	円

注：１　令和９年３月１０日（水）までにＦＡＸ、郵送又は航空祭当日に売店係へ
　　提出して下さい。（ＦＡＸ番号：０５６８－７６－７３９２）
　２　売上額は航空祭当日における販売総額を記入